

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																											
<p>(退職手当)</p> <p>第9条 職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p>別表第1 技能職等給料表（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th>職務の級</th><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th></tr><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">再任用職員 以外の職員</td><td colspan="6">[略]</td></tr><tr><td></td><td>195,300</td><td>206,500</td><td>225,200</td><td>246,200</td><td>277,200</td></tr></tbody></table>	職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用職員 以外の職員	[略]							195,300	206,500	225,200	246,200	277,200	<p>(退職手当)</p> <p>第9条 職員（<u>定年前提任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員を除く。</u>）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p>11 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項及び第2項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>12 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>別表第1 技能職等給料表（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">職員の区分</th><th>職務の級</th><th>1 級</th><th>2 級</th><th>3 級</th><th>4 級</th><th>5 級</th></tr><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">定年前提任用短時間勤務職員以外の職員</td><td colspan="6">[略]</td></tr><tr><td></td><td>基準給料月額</td><td>基準給料月額</td><td>基準給料月額</td><td>基準給料月額</td><td>基準給料月額</td></tr><tr><td rowspan="2">定年前提任用短時間勤務職員</td><td></td><td>195,300</td><td>206,500</td><td>225,200</td><td>246,200</td><td>277,200</td></tr></tbody></table>	職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前提任用短時間勤務職員以外の職員	[略]							基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前提任用短時間勤務職員		195,300	206,500	225,200	246,200	277,200
職員の区分		職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級																																																					
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																						
再任用職員 以外の職員	[略]																																																											
		195,300	206,500	225,200	246,200	277,200																																																						
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級																																																						
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																						
定年前提任用短時間勤務職員以外の職員	[略]																																																											
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額																																																						
定年前提任用短時間勤務職員		195,300	206,500	225,200	246,200	277,200																																																						
	備考 改正部分は、下線の部分である。																																																											
附 則																																																												
1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。																																																												
2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員に対するこの規則による改正後の技能職員等の給与に関する規則第9条第1項の規定の適用については、同項中「第2条」とあるのは、「第2条又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条若しくは第12条」とする。																																																												